

# キャップストーンコンソーシアム 規約

令和5年1月制定

令和6年1月改正

## (目的及び設置)

第1条 京都先端科学大学工学部で実施するキャップストーンプロジェクトおよびキーストーンプロジェクト（以下「SP」という）を推進し、工学部が目指すストリートスマートグローバルエンジニアの育成支援を目的として、キャップストーンコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を京都先端科学大学に設置する。

## (代表者)

第2条 本コンソーシアムの代表者は京都先端科学大学工学部長 とする。

## (会員及び年会費)

第3条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。

- (1) 代表者
- (2) 一般会員（法人）SPの課題を提供する意思または可能性がある企業、法人、または個人、および大学研究者、政府機関等の非営利法人などで本コンソーシアムに貢献すると代表者が認めた者
- (3) 大学会員（京都先端科学大学の教職員でSPの活動・運営に貢献する者）
- (4) 年会費は徴収しない

## (入会等)

第4条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおりとする。なお、退会、除名、解散後も第10条に定める会員の義務は遵守しなければならない。

- (1) 入会 入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、会員審査委員会が審査し、代表者がこれを承認することで入会とする。会員審査委員会は代表者が会員より選出した委員数名により構成される。
- (2) 期間 入会期間は原則入会承認日から翌3月31日までとする。
- (3) 更新 前項に定める期間が満了する日の2か月前までに会員から更新しない旨の申し出がないときは、会員資格をさらに1年間更新するものとする。更新時には会員の意思を確認し、意思が確認できない場合には、退会の申し入れがあったものとみなす。
- (4) 退会 退会を希望する者は、代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。
- (5) 除名 本規約に違反するなど、本コンソーシアムの活動に支障があると代表者が判断した場合は除名することができる。
- (6) 解散 代表者は会員と協議の上、本コンソーシアムを解散できるものとする。

## (会員への提供)

第5条 本コンソーシアムは会員に対して次の活動を行う。

- (1) 本目的に関連するSPの発表会への参加機会の提供
- (2) 本目的に関連するSPの活動情報の提供
- (3) 本目的のための会員へのSP課題の設定に関する相談機会の提供
- (4) 本目的のための会員へのSP実施に関する相談機会の提供
- (5) 会員間の情報交換・交流機会の提供
- (6) その他、代表者が必要であると判断した活動

## (運営及び事務局)

第6条 本コンソーシアムの運営は、代表者の指示により、京都先端科学大学に設置した事務局が担当する。事務局は代表者が指名した会員数名より構成されるものとし、任期は特に定めない。なお、会

員は、代表者及び事務局に対して意見、提案を行うことができる。

(公表事項)

第7条 本コンソーシアムの概要並びに参加する会員名は公表するものとする。ただし、非公表を希望する者を除く。

(総会)

第8条 代表者もしくは複数の会員の発議により、総会を開催するものとする。

(知的財産権)

第9条 本コンソーシアムの活動により生じた発明等については、京都先端科学大学が定める発明規程に従い、当該発明等に係る関係者間における協議によりその帰属や持分を定めることとする。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動において取り扱う情報は、秘密情報を含まないものとし、受領者も秘密情報として取り扱う義務を負わないものとする。

なお、第5条において会員へ提供される配布物は、代表者の了解なく本コンソーシアムの会員以外に提供してはならない。

(期間)

削除

(免責)

第11条 本コンソーシアムの活動は、すべて会員自らの責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷などが生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者及び会員が協議の上、解決するものとする。

(会員情報)

第13条 本コンソーシアムは、会員が入会申込時に届け出た事項（以下、「会員情報」という。）について、法令に基づき、必要かつ適切な措置を講じる。なお、会員情報の利用目的は次のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムに係る資料等を発送すること
- (2) 本コンソーシアムの活動案内に係るお知らせを会員宛に連絡すること
- (3) その他、京都先端科学大学が会員にとって有益であると判断する SP に係る情報を会員宛に連絡すること

(規約の改廃)

第14条 本規約の改廃は、代表者が行う。代表者は必要に応じて総会を開催することができる。

附 則

この裁定は、令和6年1月から施行する。(入会等の改正、期間の削除、規約の改廃)